

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 28 日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中  
特別区

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付け事務連絡）」に関する Q & A（グループホーム関係）について

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応については、「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「5 月 4 日付け事務連絡」という。）」においてお示したところです。

また、共同生活援助事業所（グループホーム）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「共同生活援助事業所における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について」（令和 2 年 4 月 14 日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）等においてお示してきたところですが、5 月 4 日付け事務連絡を踏まえ、共同生活援助事業所における取扱いについて、別添のとおり Q & A を送付いたします。

つきましては、管内の共同生活援助事業所に対する周知をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。指定都市・中核市におかれては、都道府県と連携して対応いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、新型コロナウイルス感染症対策推進本部に協議済みであることを申し添えます。

問 グループホームで新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応如何。

(回答)

5月4日付け事務連絡により障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応が示されたところである。

グループホームの利用者について、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合については、感染症法に基づく入院措置が行われることとなるが、「軽症者等」（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）本文にいう「高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方」をいう。以下同じ。）については入院しない場合があり、グループホーム内で療養する場合に備え、当該事務連絡を参考に、必要な準備や感染症対策等を行うこと。

その際、グループホームは、看護職員の配置や1日を通じた常時の人員体制が必須とされておらず、また、小規模な住居であること等、障害者支援施設とは環境が異なる点があることを踏まえ、特に、以下の点について留意すること。

(医療との連携体制の確保)

グループホーム内で療養する場合には、医師や看護職員等の訪問による診療や看護が必要となるため、管理者はあらかじめ協力医療機関等と相談し、医療との連携体制の確保について検討しておくこと。

(人員体制の確保)

病状急変時の対応や、感染している利用者、濃厚接触者及びその他の感染していない利用者との生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）を図る観点から、1日を通じた常時の人員体制の確保を検討すること。その際、グループホーム職員が感染し、生活支援のための最低限の体制も確保できないことも想定した人員体制の確保策を検討しておくこと。

また、都道府県等の福祉部局においては、グループホームを運営する法人内の職員だけでは最低限の体制も確保できない場合の応援体制について、関係団体等と相談をしておくこと。

※ 上記の体制確保については、グループホームに対する看護職員配置加算、医療連携体制加算、夜間支援等体制加算、日中支援加算（Ⅱ）の算定対象となり得る。また、応援体制については、別途、令和2年度補正予算（第1号）に計上している「社会福祉施設等の介護職員等の確保支援」の活用が考えられる。

(生活空間等の区分け)

小規模な住居であるグループホームの構造を踏まえた生活空間等の区分けの方法について検討しておくこと。

(グループホーム内での療養を行うことが考えられる利用者が発生した場合の対応)

PCR 検査の結果が陽性であることが確認され、かつ、当該利用者を診察した帰国者・接触者外来等から、入院を要する症状でないと判断され、障害特性などからグループホーム内での療養も考えられる旨の連絡があった利用者であっても、上記の医療との連携体制の確保、人員体制の確保、生活空間等の区分けの方法などの状況も十分に勘案しながら、グループホーム内での療養を行うことについて、保健所は、管理者と相談の上、最終的な検討を行うこととなる。

その際、管理者は、当該グループホームで実施可能な医療との連携体制、人員体制、必要な物品の確保の見込み、グループホームの構造を踏まえた生活空間等の区分けの方法、感染者以外の利用者の基礎疾患の状況等について、保健所に的確に伝えること。